

社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第24期・第4回）

日時 令和2年1月10日（金）14時00分～16時30分

会場 法政大学市ヶ谷キャンパス ボアソナードタワー16F 現代福祉学部市ヶ谷実習指導室

出席者（敬称略）：宮本分科会長、岩崎委員、武川委員、須田委員、湯沢委員、木本委員、久本委員、本田委員、大沢委員、平岡委員、阿部（文責）

（1）地域における包摂型社会政策の新たな展開

報告1

岩崎委員より、『福祉原理－社会はなぜ他者を援助する仕組みを作ってきたのか』2018年の内容について報告があった。

（質疑応答）

包摂的社会と秩序再構型福の関係について、新しい社会福祉の主体、二つの人権（個人の尊厳＋ミニマムな合意としての人権）の意義、家族・市民社会・国家の形の単位、子どもの位置づけ、政策的インプリケーション等について議論された。

報告2

武川委員より、「働く仕組みと暮らす仕組みの食い違い」の報告があった。

（質疑応答）

WLBは稼働仕事と無償仕事の関係、残業や非正規を促進するシステムとなってしまうこと、「稼がなくてはいけない」規範からの解放へのあこがれ、最低賃金か「デカップリング」（＝雇用の在り方に基づかない生活保障）か等について議論を行った。

（2）「地域共生社会」をめぐる議論の動向について

武川委員より、共生社会についての報告、宮本分科会長より、厚労省「地域構成社会推進検討会」報告書について説明があった。

（質疑応答）

これらワンストップ相談事業について、官製ワーキングプアを増加させるのではという懸念、問題の抱え込み、小規模自治体の限界と都道府県の役割等について議論を行った。また、これら相談事業の拡充の傍ら、その前段階にある、労働市場の諸問題、搾取や暴力に対する対応がおきざりになってしまうのではないかという論点が議論された。

（3）その他

本分科会の成果として、来年原稿集約し、生活経済政策研究所から出版予定することが確認された。

次の会議：2020年5月15日 16:00～（予定）